

倉吉市立小学校適正配置について

～小学校適正配置協議会 修正複数案～

令和2年1月21日(火)

現在、適正配置を検討する意義

・今後、少子化がさらに急激に進むことが予想される

子どもが「生きる力」を培うことができる学校教育を将来にわたり保障する観点から、学校の適正配置について検討することが必要。

小規模の学校において克服が求められる課題

1. 人間関係が固定化しやすい
→6年間同じ人間関係の中で過ごし、幅が広がりにくい。
2. 教員数が限られる
→多様な指導方法(習熟度別指導、教科担任制等)をとることが困難。
3. 行事の幅が狭くなる
4. 授業の中で児童から多様な発言が引き出しにくい
→授業の組み立てが難しくなる
5. 男女の偏りが生じやすい
6. 複式学級となり、1学年1学級が維持できない

学校の適正規模について

- 「子どもの多様な活動、社会性の涵養」
 - 人間関係に配慮したクラス編制
 - 多様な指導形態(習熟度別指導等)をとることができる
- * 一定の規模があることにより、子どもが集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、高めあうことを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばしやすい。
- 「教員組織」
 - 教員同士が指導方法について協議ができる
 - 組織的な校務分掌をすることもやりやすくなる
 - 教員が互いに切磋琢磨するために必要な教員数を確保できる
- * 倉吉市小学校適正配置推進計画案では、12学級以上が望ましいとされているが、それを下回る場合の扱いを弾力的に考えることが必要。

通学について

「小学校4キロメートル」

- * 通学については、子どもの発達段階、通学の安全確保、交通手段などを総合的に勘案して、各地域の事情を踏まえて適切な在り方の検討が必要。
- * 児童生徒の心身に与える影響、通学の安全確保などの観点という観点から、スクールバスなどの通学手段を考える必要がある。

倉吉市小学校適正配置修正案

- ・灘手小学校：単独存続案、学校統合案(3案)、分校案
- ・成徳小学校：単独存続案、学校統合案(3案)
- ・明倫小学校：単独存続案、学校統合案(2案)

- ・上小鴨小学校：単独存続案、学校統合案、分校案
- ・小鴨小学校：単独存続案、学校統合案

- ・高城小学校：単独存続案、学校統合案(2案)、分校案、小中一貫校案
- ・北谷小学校：単独存続案、学校統合案(2案)、分校案、小中一貫校案
- ・社小学校：単独存続案、学校統合案、小中一貫校案

倉吉市立灘手小学校

修正案		校舎	通学方法	進学先	備考（付帯事項等）
1. 単独での存続 （小規模特認校制度）		灘手小	徒 歩	東中	<p>【小規模特認校制度（小規模校に、市内全域からの就学を認める）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年数を決めて行う（期間：令和3、4年度の2年間） ・期間内に児童数の増加がなかった場合、学校統合を行う。 目安・・・複式学級の解消：2つの学年で17人以上 ・小規模特認校制度導入期間については、学校統合の準備も行う。
2. 学校統合	【灘手・成徳小学校統合】	成徳小	定期バス又は、 スクールバス		【灘手・成徳小学校統合】
	【灘手・成徳・明倫小学校統合】	明倫小	スクールバス		<p>【灘手・成徳・明倫小学校統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎は、明倫小学校校舎。
	【灘手・成徳・明倫小学校統合】	明倫・ 成徳小	（本 校） スクールバス （分 校） 定期バス又は、 スクールバス		<p>【灘手・成徳・明倫小学校統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校は明倫小学校校舎、分校は成徳小学校校舎。 ・上学年（4～6年生）は、明倫小学校校舎。 ・下学年（1～3年生）は、成徳小学校校舎。
3. 分校案		灘手小 （分校）	（本 校） 定期バス又は、 スクールバス （分 校） 徒 歩	<ul style="list-style-type: none"> ・成徳小学校又は成徳・明倫小学校と学校統合を行う。 *スクールバス（明倫小）、定期バス又はスクールバス（成徳小） ・1・2年生については、灘手小学校に通学。 ・分校への入学者がいなくなった場合、閉校とする。 	

倉吉市立成徳小学校

修正案		校舎	通学方法	進学先	備考（付帯事項等）
1. 単独での存続		成徳小	徒 歩	東中	<ul style="list-style-type: none"> ・複式学級が見込まれる年度の2年前から明倫小学校との学校統合の準備を進める。
2. 学校統合	【成徳・灘手小学校統合】	成徳小	徒 歩		<ul style="list-style-type: none"> 【成徳・灘手小学校統合】 ・複式学級が見込まれる年度の2年前から明倫小学校との学校統合の準備を進める。
	【成徳・灘手・明倫小学校統合】	明倫小	徒 歩		<ul style="list-style-type: none"> 【成徳・灘手・明倫小学校統合：校舎は明倫小】 ・校区についての検討が必要（住吉町・宮川町）
	【成徳・灘手・明倫小学校統合】	明倫・成徳小	徒 歩		<ul style="list-style-type: none"> 【成徳・灘手・明倫小学校統合：校舎は、明倫・成徳小】 ・本校は明倫小学校校舎、分校は成徳小学校校舎。 ・上学年（4～6年生）は、明倫小学校校舎 ・下学年（1～3年生）は、成徳小学校校舎

倉吉市立明倫小学校

修正案		校舎	通学方法	進学先	備考（付帯事項等）
1. 単独での存続		明倫小	徒歩	西中又は東中	・中学校は、東中への通学検討が必要。
2. 学校統合	【成徳・明倫・灘手小学校統合】	明倫小	徒歩	西中又は東中	【明倫・成徳・灘手小学校統合】 ・中学校は、東中への通学検討が必要。
	【成徳・灘手・明倫小学校統合】	明倫・成徳小	徒歩	西中又は東中	【成徳・灘手・明倫小学校統合】 ・本校は明倫小学校校舎、分校は成徳小学校校舎。 ・上学年（4～6年生）は、明倫小学校校舎。 ・下学年（1～3年生）は、成徳小学校校舎。 ・中学校は、東中への通学検討が必要。

倉吉市立上小鴨小学校

修正案		校舎	通学方法	進学先	備考（付帯事項等）
1. 単独での存続 （小規模特認校制度）		上小鴨小	徒 歩	西中又は 鴨川中 （学校選択制 ：特認校制）	<p>【小規模特認校制度（小規模校に、市内全域からの就学を認める）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式学級が見込まれる年度の2年前から小鴨小学校との学校統合の準備を進める。 令和4年度：2年生8人、3年生7人 ・進学先の中学校について、検討が必要。
2. 学校統合	【上小鴨・小鴨小学校統合】	小鴨小	定期バス又は、 スクールバス		<p>【上小鴨・小鴨小学校統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小鴨小学校校舎の増築が必要。
3. 分校案	【上小鴨小学校分校】	上小鴨小 （分校）	（本 校） 定期バス又は、 スクールバス （分 校） 徒歩		<p>【上小鴨小学校分校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小鴨小学校と学校統合を行う。 ・1・2年生については、上小鴨小学校に通学。 ・分校への入学者がいなくなった場合、閉校とする。

倉吉市立小鴨小学校

修正案		校舎	通学方法	進学先	備考（付帯事項等）
1. 単独での存続		小鴨小	徒歩	西中学校	・ 現行のとおり。
2. 学校統合	【小鴨・上小鴨小学校統合】	小鴨小	徒歩		【小鴨・上小鴨小学校統合】 ・ 小鴨小学校校舎の増築が必要。

倉吉市立高城小学校

修正案		校舎	通学方法	進学先	備考（付帯事項等）
1. 単独での存続 （小規模特認校制度）		高城小	徒 歩	久米中	【小規模特認校制度（小規模校に、市内全域からの就学を認める）】 ・複式学級が見込まれる年度の2年前から社小学校との学校統合の準備を進める。
2. 学校統合	【高城・北谷小学校統合】	高城小	徒 歩		【高城・北谷小学校統合】 ・複式学級が見込まれる年度の2年前から社小学校との学校統合の準備を進める。
	【高城・社・北谷小学校統合】	社小	定期バス又は、 スクールバス		【高城・社・北谷小学校統合】 ・社小学校校舎の増築が必要。
3. 分校案	【高城小学校分校】	本校：社小 分校：高城小	（本 校） 定期バス又は、 スクールバス （分 校） 徒 歩	【高城小学校分校】 ・社小学校と学校統合を行う。 ・1・2年生については、高城小学校に通学。 ・分校への入学者がいなくなった場合、閉校とする。	
4. 小中一貫校 （義務教育学校）	【高城・北谷・久米中学校の小中一貫校（義務教育学校）】	当面：高城小 久米中	徒歩（高城小） 定期バス（久米中）	小中 一貫校	【高城・北谷・久米中学校の小中一貫校】 【特認校制度（特定の学校について、通学区域に関係なく就学できる）】 ・久米中学校校舎の増築が必要。 ・久米中学校保護者の理解。
	【高城・北谷・社・久米中学校の小中一貫校（義務教育学校）】	当面：社小 久米中	徒歩（久米中） 定期バス又は、 スクールバス （久米中、社小）		【高城・北谷・社・久米中学校の小中一貫校】 【特認校制度（特定の学校について、通学区域に関係なく就学できる）】 ・久米中学校校舎の増築が必要。 ・久米中学校保護者の理解。

倉吉市立北谷小学校

修正案		校舎	通学方法	進学先	備考（付帯事項等）
1. 単独での存続 （小規模特認校制度）		北谷小	徒 歩	久米中	<p>【小規模特認校制度（小規模校に、市内全域からの就学を認める）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年数を決めて行う（期間：令和3、4年度の2年間）。 ・期間内に児童数の増加がなかった場合、学校統合を行う。 目安・・・複式学級の解消：2つの学年で17人以上 ・小規模特認校制度導入期間については、学校統合の準備も行う。
2. 学校統合	【高城・北谷小学校統合】 （小規模特認校制度）	高城小	定期バス又は スクールバス		<p>【高城・北谷小学校統合】 【小規模特認校制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式学級が見込まれる年度の2年前から社小学校との学校統合の準備を進める。
	【高城・社・北谷小学校統合】	社小	定期バス又は スクールバス		<p>【高城・社・北谷小学校統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社小学校校舎の増築が必要。
3. 分校案	【北谷小学校分校】	本校：社小 分校：北谷小	（本校） スクールバス （分校） 徒歩	<p>【北谷小学校分校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社・高城小学校と学校統合を行う。 ・1・2年生については、北谷小学校に通学。 ・分校への入学者がいなくなった場合、閉校とする。 	
4. 小中一貫校 （義務教育学校）	【高城・北谷・久米中学校の小中一貫校】 （特認校制度）	当面：高城小 久米中	定期バス又は スクールバス	小中 一貫校	<p>【高城・北谷・久米中学校の小中一貫校】</p> <p>【特認校制度（特定の学校について、通学区域に関係なく就学できる）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久米中学校校舎の増築が必要。 ・久米中学校保護者の理解。
	【北谷・社・高城・久米中学校の小中一貫校】 （特認校制度）	当面：社小 久米中	定期バス又は スクールバス		<p>【北谷・社・高城・久米中学校の小中一貫校】</p> <p>【特認校制度（特定の学校について、通学区域に関係なく就学できる）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久米中学校校舎の増築が必要。 ・久米中学校保護者の理解。

倉吉市立社小学校

修正案		校舎	通学方法	進学先	備考（付帯事項等）
1. 単独での存続		社小	徒 歩	西中 東中 久米中	<ul style="list-style-type: none"> ・進学先の中学校を踏まえた小学校への通学を検討 （例）県道23号（倉吉由良線）沿いの地域に関しては、スクールバスで成徳小学校又は明倫小学校に通学
2. 学校統合	【社・高城・北谷小学校統合】	社小	徒 歩	西中 東中 久米中	<ul style="list-style-type: none"> 【社・高城・北谷小学校統合】 ・進学先中学校の統一を検討。 ・社小学校校舎の増築が必要。
3. 小中一貫校	【社・高城・北谷・久米中学校の小中一貫校（義務教育学校）】 （特認校制度）	当面：社小 久米中	徒 歩	小中 一貫校	<ul style="list-style-type: none"> 【社・高城・北谷・久米中学校の小中一貫校】 【特認校制度（特定の学校について、通学区域に関係なく就学できる）】 ・進学先中学校の統一を検討。 ・久米中学校校舎の増築が必要。 ・久米中学校保護者の理解。

令和2年 倉吉市適正配置協議会 今後の予定（案）

令和2年1月21日

主な取組内容	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
修正案提示	↔								
地元での話し合い		↔							
地区説明会		↔							
市民説明会							↔		
地域の方針の決定						↔			
各地域の方針の調整							↔		
小学校適正配置に向けた取組							↔		

【備考欄】

・小学校適正配置に向けた取組（例：小規模特任校制導入の準備 等）は、9月以降も継続。